



埼玉県報

第 2 4 5 0 号
平成24年12月14日
金 曜 日

目 次

告示

- [○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [○ 認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し\(化学保安課\)](#)
- [○ 新座都市計画事業\(仮称\)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [○ 草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [○ 大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [○ 大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [○ 荒川中部土地改良区の役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [○ 測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [○ 川口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [○ 所沢都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [○ 県道台東川口線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [○ 埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [○ 監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [○ 措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千六百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十二月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ふうせん
- 三 代表者の氏名
園川 泰子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蕨市塚越五丁目四十八番七号セザール蕨市民公園三〇二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民を対象に、その乳幼児の保育及び育児相談、子育て広場の運営などの子育て支援に関する事業を行うと共に、子育て中でも女性が社会との関わりを持てるよう提案してゆく仕組み作りを目指し、女性に誇りとゆとりを見出してもらうことで男女共同参画社会の形成の促進を図ると共に、地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みんなで元気

三 代表者の氏名

石田 良子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市下新倉四丁目十七番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、高齢者に対する介護予防についての支援・援助に関する事業、子育てのための支援に関する事業、世代間交流の推進を目的としたイベント・交流会等の企画・開催に関する事業、地産地消並びに食育の推進を目的とした講演会・講習会及びイベントの企画・開催に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進、暮らしやすいまちづくりの推進、地域の活性化及び健康な食生活の促進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人心のケア大樹の会
（変更後）特定非営利活動法人えんじょいくらぶ

三 代表者の氏名

川崎 道賢

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市大字下忍百三十八番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、心のケアを必要とする人達にカウンセリングを行うとともに、総ての人が心豊かに暮らせる社会を創造することで、教育や福祉の向上を図り、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、高齢者をはじめ障害者、生活困窮者などの社会的弱者等に対し、各々のニーズにあった自立支援活動を行うことにより、地域の構成員として地域発展に参画してもらい、社会福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十二月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人寄居観光クリエイション
- 三 代表者の氏名
大谷 州弘
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県大里郡寄居町大字寄居千百八十番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、寄居町の恵まれた自然や独自の歴史・文化を生かした観光再生と社会環境の変化を見据え、時代に適合した観光価値を創造する総合的な観光振興を図るとともに、寄居町全体の活性化に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千六百八十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の十第一項の規定に基づき、次の認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消したので、同法第八十八条第二項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

住所	埼玉県幸手市大字神扇 千五百四十二番地
氏名	高島 和夫
認定取消し年月日	平成二十四年十一月十九日

告示

埼玉県告示第千六百八十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、新座市から新座市の区域内において行われる新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

新座市、所沢市、朝霞市、志木市、富士見市、三芳町、東京都清瀬市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

新座市まちづくり計画課

所沢市環境総務課

朝霞市都市計画課

志木市都市計画課

富士見市まちづくり推進課

三芳町都市計画課

東京都清瀬市まちづくり課

ロ 期間

平成二十四年十二月十四日（金）から平成二十五年一月十五日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（十二月二十九日から一月三日）を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

告 示

埼玉県告示第千六百八十八号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千六百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）J o s h i n 鴻巣店

埼玉県鴻巣市袋字窪七百六十三番一外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二八台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 七一平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 七一平方メートル

八 変更年月日

平成二十四年十二月七日

二 届出年月日

平成二十四年十一月三十日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月十四日から平成二十五年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十四日から平成二十五年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千六百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー志木下宗岡店

埼玉県志木市下宗岡二丁目千九百九十七番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年八月七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百七十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三六二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年十二月六日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月十四日から平成二十五年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十四日から平成二十五年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千六百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
荒川中部土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所につ
いて、次のとおり届出があった。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小島進	埼玉県深谷市宿根千四百五十六番地二
同	清水廣行	同 人見千五百十二番地二
同	新井佐一	同 境五百六十二番地一
同	飯野英男	同 大谷百二十八番地
同	馬場威	同 長在家千四百六十三番地二
同	田島正五郎	同 武蔵野二千三百四十番地三
同	青木正	同 小前田二千九百六十四番地
同	吉田稔	同 岡二千四百十七番地二
同	内田重明	同 普濟寺千七十九番地
同	布施將平	同 榛沢新田七十六番地
同	内田酉二	同 本郷百八十八番地一
同	木島玉重郎	同 大里郡寄居町大字桜沢千三百五十二番地
同	島田誠	同 同 寄居千三百六番地五
同	塚越石夫	同 深谷市大谷八百九十番地
同	荒木正則	同 新戒千五百五十六番地一
監事	笠原重貞	同 黒田千四百七十一番地
同	江原尊司	同 榎合四百三十二番地
同	富澤征夫	同 今泉五百三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小島進	埼玉県深谷市宿根千四百五十六番地二
同	横村勝巳	同 榎合三百九十一番地
同	大澤正雄	同 折之口九百九十八番地一
同	中村正則	同 上柴町西七丁目十一番地十三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
田尻泰雄	酒井貴久代志	青木正	小林忠男	秋山允映	布施將平	内田酉二	小島榮	津久井幹雄	大澤一孝	矢島茂	塚越石夫	久保田貞雄	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
田中六百二十二番地一	武蔵野二千四百二番地二	小前田二千九百六十四番地	岡二千五百六十三番地三	岡部八百九十二番地	榛沢新田七十六番地	本郷百八十八番地一	大里郡寄居町大字用土三千四百十七番地	同 同 寄居九百九番地	深谷市上原三百三番地二	同 常盤町五十五番地四十七	同 大谷八百九十番地	同 針ヶ谷千二十三番地四	同 黒田千四百七十一番地

告示

埼玉県告示第六百九十二号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化）

三 作業地域

荒川（和光市、戸田市、朝霞市、志木市、さいたま市、富士見市、川越市、比企郡川島町、坂戸市、鶴ヶ島市、東松山市、入間郡毛呂山町、比企郡鳩山町、比企郡嵐山町）

四 作業期間

平成二十四年十一月一日から平成二十五年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十四年十月三十日から平成二十五年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十四号

測量計画機関の長である白岡市長小島卓から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

平成二十四年十月二十二日から平成二十五年三月一日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十五号

測量計画機関の長であるさいたま市三室南宿土地区画整理組合理事長島田喜之から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市三室南宿土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（土地区画整理事業 出来形確認測量）

三 作業地域

さいたま市緑区大字三室地域

四 作業期間

平成二十四年九月十八日から平成二十四年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十六号

測量計画機関の長である吉川市長戸張胤茂から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（撮影 縮尺一万分の一 DMC（GNSS/IMU）による空中写真撮影）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

平成二十四年十一月十五日から平成二十五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十七号

測量計画機関の長である狭山市長仲川幸成から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

狭山市全域

四 作業期間

平成二十四年十一月二十一日から平成二十五年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

測量計画機関の長である和光市長松本武洋から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

平成二十四年十二月一日から平成二十五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

測量計画機関の長である東松山市長森田光一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（撮影 縮尺一万分の一 DMC（GNSS/IMU）による空中写真撮影）

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第七百号

測量計画機関の長である児玉郡神川町長清水雅之から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

児玉郡神川町

二 作業種類

公共測量（児玉郡神川町基準点成果の座標補正）

三 作業地域

児玉郡神川町全域

四 作業期間

平成二十四年十一月七日から平成二十五年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百一号

測量計画機関の長である東松山葛袋開発株式会社代表取締役若林正男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山葛袋開発株式会社

二 作業種類

公共測量（基準点測量 その他の応用測量）

三 作業地域

東松山市（一部）

四 作業期間

平成二十二年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百二号

測量計画機関の長である上尾市長島村穰から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市

四 作業期間

平成二十四年十二月二十九日から平成二十五年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百三三号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

川越市大字砂地内

四 作業期間

平成二十四年十一月十九日から平成二十五年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百四号

平成二十四年埼玉県告示第八百二十八号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十四年十一月十四日終了した旨測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五号

川口市から川口市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百六号

所沢市から所沢都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 台東川口線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先	草加市遊馬町字中沼四一番一 地	区 間
二五・〇四 二八・六三	二四・九一 二七・二二	敷地の幅員 (メートル)
一七六・〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年五月三十日

指令川建セ第二四 四号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月十一日

川建セ第二四 八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字平沼下一六五四番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷二五五番地一一 中島ハイツ102号

小久保 聖明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月三日

指令川建セ第二四〇〇二一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月十一日

川建セ第二四〇〇七八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字谷中後町一六六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字谷中一六六番地

横川 昌弘

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月二十二日

指令川建セ第二四〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月十一日

川建セ第二四〇〇八〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字小川字日向山一五一〇番八の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字小川一五一〇番地八

戸野倉 弘一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十二月四日

指令越建セ第二三〇〇七七一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月十日

越建セ第四六一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外千七百三十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川口市北原台一丁目十三番四十八号 ヴェルビ北原台Ⅲ一〇三号室

並木 智史

告 示

埼玉県教委告示第四十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年十二月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教職員健康審査会委員の任免について

ロ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成23年度・平成24年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 84機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	西部地域振興センター、北部地域振興センター
総務部	県営競技事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター
環境部	中央環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所
福祉部	秩父福祉事務所、南児童相談所
保健医療部	朝霞保健所、狭山保健所、熊谷保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校
農林部	川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農林総合研究センター、農林総合研究センター水田農業研究所
県土整備部	越谷県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、熊谷建築安全センター
企業局	庄和浄水場、水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター
下水道局	中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター江南支所、浦和図書館、熊谷図書館、文書館、いずみ高等学校、浦和高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮中央高等学校、大宮武蔵野高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、越谷東高等学校、児玉高等学校、狭山清陵高等学校、常盤高等学校、深谷高等学校、本庄高等学校、本庄北高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、浦和特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、熊谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、秩父特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、浦和西警察署、秩父警察署、本庄警察署、岩槻警察署

(3) 監査実施日

平成24年8月16日～11月6日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	衛生研究所	平成23年度の「研究棟小型吸収冷温水機ポンプ交換修繕」(703千円)及び「研究棟小型冷温水機漏水ほか修繕」(588千円)について、次の点で不適切であった。 1 特殊な修繕ではないにも関わらず、当該設備を熟知しているとの理由で、各々保守点検業者と一者随意契約していた。 2 二つの修繕は、同種の小型吸収冷温水機にかかる修繕であるにも関わらず、分割して発注しており、各々の見積日、請書徴取日、契約相手方は同一であ

		った。
保健医療部	高等看護学院	<p>平成 23 年度の「情報科学教室のコンピュータ機器処分」(47 千円)の契約について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県財務規則」で定められた「契約金額」などの必要記載事項が記載されていなかった。 2 収集運搬と処分のそれぞれ別の資格を有する業者と別々に契約していたが、見積書は収集運搬・処分一式として、収集運搬業者のみから徴取していた。 3 検査調書が未作成であった。 4 収集運搬及び処分料金を、収集運搬業者に一括して支払っていた。
県土整備部 都市整備部	越谷県土整備事務所	<p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「県営しらこぼと公園 2 次区域の一部」については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、平成 12 年度から毎年度、所長決裁により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。 また、許可の条件に合致しているか確認を怠り、漫然と使用許可を繰り返していた。 2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁等により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。
企業局	庄和浄水場	<p>携帯用汚泥濃度計やカメラなど固定資産及び備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p>
病院局	循環器・呼吸器病センター	<p>パーソナルコンピュータ等の固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p>
教育局	大宮高等学校	<p>物品の管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 24 年度に学校が行った調査で発見できなかった備品について、不用決定及び廃棄処分の手続きが行われていた。しかし、廃棄処分したとされる備品の一部が後日発見されるなど、調査が不十分だった上に、不用決定等の理由が事実と異なっていた。

		2 収納金原符について、平成 21 年度への繰越の際に消耗品出納簿に誤った残高を記載しており、平成 24 年度まで現物と消耗品出納簿の残高が一致しない状況であった。
--	--	------------------------------------------------------------------------------------

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	熊谷商業高等学校	<p>平成 24 年 4 月に、同校 P T A 会長及び後援会会長各々に対して、冷房設備設置を目的とした行政財産の使用許可を行っている。</p> <p>許可書では、設置に伴う管理費（電気料）について、計器類に基づき算定した額を各々に請求することとなっているが、P T A 会長に対して両者の合算額による納入通知書を発行し、同会長が一括して納入していた。</p> <p>行政財産の使用許可の条件である管理費の徴収方法が不適切であった。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	北 堀 篤
埼玉県監査委員	荒 川 岩 雄

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
教育局	草加東高等学校	平成 24 年 6 月 29 日 (第 2402 号)	平成 22 年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」(387 千円)について、第 4 四半期分の支払いを失念し、平成 23 年度歳出予算から執行せざるを得なくなったことは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を行い、職員に対して適正な事務処理を実施するよう周知徹底した。 また、支払い漏れを防止するため、確認チェックシートを作成し、事務長をはじめ複数の職員が毎月、定期的に確認することとした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
教育局	狭山特別支援学校	平成 24 年 6 月 29 日 (第 2402 号)	平成 22 年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」(213 千円)について、次の点で不適切であった。 1 契約書の首標金額を消費税込みの額で記載すべきところ、誤って消費税抜きの金額で記載した。契約金額内訳表の金額は消費税込みの金額であったため、首標金額と月毎の支払額とに差異が生じていた。 2 この誤りに気付かず、同内訳表に定める消費税込みの金額を毎月支払っていた。平成 23 年 4 月、前月履行分の支払に際し、支払可能額が不足していたことから、3 月 31 日に遡って契約金額の変更契約を締結して支払を行った。	再発防止のため、職場会議を行い、職員に対して、検算などチェックの基本を実施するよう周知徹底した。 また、契約及び支払い事務を適正に実施するため、確認すべき事項を列記したチェックシートを添付し、事務室長をはじめ複数の職員が確認するよう管理体制の強化を図った。